

## 令和6年度職員団体との交渉結果（第1回確定交渉（課長重点））

### 1. 交渉団体

滋賀県地方公務員労働組合共闘会議、滋賀県職員組合、全滋賀教職員組合、滋賀県公立高等学校教職員組合、滋賀県障害児学校教職員組合

### 2. 当局側出席者

人事課長、他人事課員

### 3. 交渉日および場所

令和6年11月1日（金）13：30～14：00 本館3-B会議室

### 4. 内 容

人事委員会勧告の実施、仕事と生活の両立支援制度、人員体制、会計年度任用職員制度 など

### 5. 交渉状況

職員団体	県
<p>物価上昇による負担増を踏まえ、全ての職員の生活改善につながる大幅な賃金改善を行うこと。</p> <p>勤勉手当および期末手当の支給月数を引き上げること。</p>	<p>これまでどおり、人事委員会勧告を尊重する立場に変わりはないが、勧告内容の実施については、総務部長と協議して決めていく。</p>
<p>地域手当の支給割合の引下げにより、給与水準が下がることがないように、現在行われている給料月額に係る調整率を引き上げること。</p> <p>扶養手当について、子に係る扶養手当を大幅に引き上げること。また、配偶者に係る扶養手当は廃止しないこと。</p> <p>再任用職員の一時金、扶養手当・住居手当等の生活関連手当について退職前と同様に支給すること。</p>	<p>令和7年4月以降、支給割合を現在の県内一律6.0%から5.7%に引き下げるとともに、民間給与との均衡が維持されるよう給料表の額に乗じる調整の割合を、現在の100分の101.4152から100分の101.703とするよう勧告があったことから、これを基本に総務部長と協議したい。</p> <p>扶養手当については、国に準じて段階的に配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当額を引き上げるよう勧告があったことから、これを基本に総務部長と協議したい。</p> <p>再任用職員の諸手当については、令和7年4月以降、国に準じて住居手当等の諸手当を支給するよう勧告があったことから、これを基本に総務部長と協議したい。</p>
<p>台風などの災害による休校や、感染症に伴う学校閉鎖に対応できる休暇制度を整備すること。</p> <p>生理休暇について、時間単位での取得ができるよう改善し、名称についても「健康管理休暇」等に変更するなど、取得しやすい職場環境を整えること。</p> <p>子の不登校に対応できる休暇制度を新設すること。</p>	<p>感染症に伴う学級閉鎖については、育児・介護休業法の改正を受けた国の対応も踏まえ、必要な措置を検討していく。</p> <p>災害による休校については、国の動向を注視しつつ、他の都道府県との均衡の観点を踏まえて研究したい。</p> <p>生理休暇については、近畿府県でもほとんど「日単位」である。名称については、他府県等での名称も踏まえて研究したい。</p> <p>不登校という事由だけを対象とした休暇は、国には導入されていない制度であり、制度を新たに設けることは難しい。</p>

<p>育児休業等の代替職員は、正規職員を確実に配置すること。</p> <p>比較的短期間の育児休業や、介護休暇についても代替職員を確実に配置すること。</p> <p>代替職員の任用においては、代替元職員の職務復帰後に引継ぎを行うための任用期間を設けること。</p>	<p>育児休業等の代替措置については、必要に応じて正規職員や任期付職員の配置を行うとともに、対応が困難な場合には、会計年度任用職員の配置により対応している。</p> <p>短期間の休業については、今年度からワークライフバランス枠として試行的に各部局に増員しており、よりよい仕組みとなるよう検討したい。</p> <p>育休代替の任期付職員は、育休期間を限度として任用されるものであり、育休復帰後の引継ぎについては、組織全体としてフォローしていくものと考えている。</p>
<p>会計年度任用職員の給与について、報酬上限を引き上げること。</p> <p>私傷病休暇をはじめとする無給の休暇を有給化し、常勤職員との均等・均衡待遇を基本に改善を行うこと。</p>	<p>現行の会計年度任用職員の給与制度は、同一賃金・同一労働の考え方や職務給の原則に照らして適切であると考えている。今後も国の非常勤職員や民間の同種の職種の水準も参考に、適切な給与水準の確保に取り組んでいきたい。</p> <p>会計年度任用職員の私傷病休暇については、国の非常勤職員においては、無給かつ10日とされているところであり、その権衡の観点からも有給化することは困難である。今般の育児・介護休業法の改正による育児時間休暇等の要件としている6か月以上の雇用期間の要件の廃止については、必要な措置を検討していきたい。</p>